

千葉市公告第804号

道路法（昭和27年法律第180号）第33条第2項第3号の規定により、利便増進誘導区域を指定するので、同条第4項の規定により公告します。

その関係図面は、千葉市建設局土木部土木管理課にて、令和5年9月15日から30日間一般の縦覧に供します。

令和5年9月15日

千葉市長 神谷俊一

- 1 道路の種類及び路線名
千葉市道都賀53号線
- 2 利便増進誘導区域の指定日
令和5年10月1日
- 3 利便増進誘導区域として指定する場所（別紙「利便増進誘導区域図」のとおり）
千葉市若葉区都賀3丁目1番9号地先